

(仮称)新宿区産業振興基本条例 素案

新宿のまちは、多様性を持つまちである。先進性を持つ都市として、国際色あふれる賑やかなまちのすがたを形成し、伝統が息づき昔の面影を残す街並みは、個性豊かなまちのすがたを創りあげている。多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れながら、まちの魅力を創造し、発展を遂げてきた。

産業は、人々の生活と地域社会に密接なかかわりを持つものである。人々の生活は、産業によって生み出されたモノやサービスによって成り立っている。モノやサービスの消費は、新たなモノやサービスを生み出し、その循環により、地域に活力とにぎわいをもたらしていく。産業は、区民生活の向上と地域社会の発展に重要な役割を果たしてきた。

くらしの場、働く場、学ぶ場、遊ぶ場としての様々な機能を持つこのまちは、そこに集う人々の交流によって、産業が集積し、中小企業をはじめとする多彩な担い手によって支えられている。

しかしながら、まちを取り巻く環境は日々めまぐるしく変化し、新しい産業の形態や担い手が現れる一方で、社会構造や生活様式の変化、国際的競争によって生じる新たな課題への対応も求められる。

こうした中、産業を活性化させ、地域社会及び区民生活をより良いものとするために、産業振興の方向性についての指針を定め、産業に関わる全ての人々が産業振興の重要性を自覚し、一体となって推進していくことが必要である。これにより、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、区における産業の、地域社会及び区民生活における重要性にかんがみ、産業振興に関する基本的事項を定め、区、事業者、商店会、産業経済団体、大学等の教育研究機関、非営利活動団体及び区民等の役割を明らかにすることにより、時代の変化に対応した地域の産業の活性化を図り、もって地域社会の発展及び区民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)事業者 区内で産業を営む法人または個人
- (2)産業経済団体 商工会議所その他区内における産業の振興を図ることを目的とした団体
- (3)商店街 区内において小売業、飲食業等が集積している地域
- (4)商店会等 区内における商店街の振興を目的として組織する団体及びその連合会
- (5)大学等の教育研究機関
- (6)非営利活動団体

(基本理念)(または基本方針)

第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自助努力に基づく取り組みを促進することを基本とする。

2 産業の振興は、社会・経済状況の変化に速やかに、適切に対処し、区、事業者、産業経済団体、商店会等が、産業振興の重要性を自覚し、一体となって推進すること基本とする。

(基本的施策)

第 4 条 区は、第 1 条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を基本的施策として、その振興に努めるものとする。

- (1) 創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること
- (2) 産業に関する情報を収集し積極的に発信すること
- (3) 産業の振興に関わる団体及び個人等とのネットワークを形成すること
- (4) 産業の振興を担う人材を発掘し育成すること
- (5) 創業及び事業承継のための環境を整備すること
- (6) 社会・経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること
- (7) 商店街の発展と活性化のための取り組みを行うこと
- (8) 地場産業の持続ある発展のための取り組みを行うこと
- (9) 新宿の魅力を発信し、新宿の魅力を高める産業を育成すること

(区の責務)

第 5 条 区は、前条の基本的施策の実施にあたって、まちづくり、文化、福祉、教育、環境などの施策との調和及び連携を図るよう努めるものとする。

- 2 区は、社会・経済状況の変化に適応する産業振興の体制づくりに努めるものとする。
- 3 区は、前条の基本的施策の実施にあたって、事業者、産業経済団体、商店会等ならびに大学等の教育研究機関、地域金融機関、非営利活動団体等との積極的な連携を図るものとする。
- 4 区は、前条の基本的施策の実施にあたって、財政上の措置を講ずるものとする。
- 5 区は、前条の基本的施策の実施にあたって、中小企業者（中小企業基本法第 2 条第 1 項）に配慮することとする。
- 6 区は、前条の基本的施策を効果的、効率的に実施するため、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、創意工夫及び自助努力による事業活動に基づき、経営基盤の強化、人材の育成、情報発信の強化、雇用の創出に努めるものとする。

- 2 事業者は、自らの事業活動を支える従業員の育成と福利厚生の上昇に努めるものとする。
- 3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域との調和を図り、地域社会の発展に寄与することに努めるものとする。
- 4 事業者のうち商店街で小売業、飲食業等を営む者は、第 7 条に規定する商店街の重要性及び商店会の役割を理解し、商店会に加入し、商店街の活性化に相互に協力するよう努めるものとする
- 5 事業者のうち金融機関は、創意工夫及び自助努力による事業活動を支援し、地域の産業の発展に努めるものとする。

(商店会等の役割)

第 7 条 商店会等は、商店街が産業振興の面だけでなく、安心・安全面など多面的に地域コミュニティを支える重要な役割を担っていることを自覚し、その組織力の強化を図り、商店街の活性化

に努めるものとする。

- 2 商店会等は、商店街を形成する各会員の魅力の向上が、商店街へ活力と発展をもたらすと認識し、各会員の創意工夫と自助努力に基づく取組みの促進に努めるものとする。

（産業経済団体等の役割）

第8条 産業経済団体は、事業者の創意工夫と自助努力を促し、健全な事業環境づくりに努めるものとする。

- 2 大学等の教育研究機関は区、事業者、商店会等と連携し、地域社会の発展に寄与することに努めるものとする。
- 3 非営利活動団体は自らの産業の担い手としての役割を自覚し、地域との調和を図り、地域社会の発展に寄与することに努めるものとする。

（区民の役割）

第9条 区民は、産業が地域社会及び区民生活において重要な役割を持つことを理解するとともに、健全な消費活動を通じて、産業の活性化に協力するよう努めるものとする。

（産業振興会議）

第10条 区は、産業振興施策の推進及び効率・効果的な実施を図るため、区長の附属機関として、産業振興会議を設置する。